

	施策事業名	事務事業名	事務分掌	目的・成果	事業概要	担当課
7 快適な暮らしを続けられるまち						
市街地形成	土地利用の適正化	地区計画導入事業	地区単位での良好な市街地の形成を図るため、地区計画制度の必要性の高い地区への導入及び市民に対する啓発を行うこと。	地区計画を導入することにより、地区の特性を活かした良好なまちづくりが進められる(対象:地区計画導入地区内の住民・土地所有者等)	・地区計画制度の市民啓発及び必要性の高い地区への制度導入促進・支援	都市計画課
		都市計画マスタープラン推進事業	都市計画の方針に沿った土地利用の規制及び誘導を図るため、都市計画マスタープラン等に基づく施策を推進すること。	都市計画の理念に基づき、区区分や地域地区等を決定・変更し、適切な土地利用の規制誘導等を図ることにより、健全な都市の形成が進むこと。	・国土利用計画(富士市計画)の策定・推進 ・都市計画区域マスタープランの推進 ・市街化区域及び市街化調整区域の設定(法定都市計画) ・地域地区制度の基本となる用途地域などの設定 ・土地利用の適正化に向けた都市構造等の分析 ・都市計画マスタープランの推進 ・地区別計画の策定促進 ・立地適正化計画の周知 ・事前都市復興計画の啓発 ・復興まちづくり訓練の実施	都市計画課
		都市計画基本図等整備事業	正確な地理情報を確保するため、都市計画基本図等を整備すること。	都市計画基本図等を作成し、関係行政機関・一般市民・事業者等に、正確で精度の高い都市計画情報等を提供することにより、関係者間の情報の共有を図り、もって都市計画の円滑かつ確実な実現に貢献する。	・都市計画基本図の管理・修正及び販売 ・都市計画GISデータの修正 ・市民向け地図情報サービスの地図データ修正 ・市民向け地図情報サービスによる都市計画情報の提供 ・窓口閲覧システムの地図データ修正 ・窓口閲覧システムによる都市計画情報の提供	都市計画課
		都市計画基本的諸調査事業	都市計画上の諸課題に応じたまちづくりを進めるため、都市政策に関する各種計画を策定し、推進すること。	都市政策に必要な諸計画の策定・調査を実施することにより、目指す都市計画が適正・円滑に実現される。	・土地利用情報の提供 ・都市政策関連の調査・検討 ・岳南都市圏総合都市交通体系調査の活用	都市計画課
		都市計画施設等整備促進調査事業	都市計画の理念に基づく都市の将来像を実現するため、整備が必要となる都市施設の計画的な位置付けを行うこと。	都市計画の理念に基づく都市の将来像の実現を目指すこと。	・都市施設等の都市計画決定(変更)に向けた検討 ・都市計画道路の必要性再検証に伴う見直し・検討	都市計画課
	都市のスポンジ化の抑制	空家等対策推進事業	空家等の課題に対応するため、空家等対策計画に基づく施策を推進すること。	空家等に関する施策を計画的に推進することにより、市民の安全で安心な暮らしと生活環境の保全を図る。	空家等対策計画に基づき、予防の推進、適正管理・除却の推進、利活用の推進のため、以下の取組を行っていく。 ・空き家対策の啓発用パンフレット・管理ガイドの作成、配布 ・空き家の適正管理に関する相談・指導 ・空き家に関する相談会やセミナーの開催 ・『危険空家除却促進補助金』に係る申請・交付等の事務 ・『空き家リフォーム支援補助金』に係る申請・交付等の事務 ・富士市空き家バンクの運営 ・『空き家利活用支援補助金』に係る申請・交付等の事務 ・空家等対策協議会の開催	住宅政策課
交通・道路	公共交通の充実	公共交通振興事業	公共交通の利用促進を図るため、公共交通の啓発及び利用環境の整備を推進すること。	自動車の利用を必要最小限におさえる意識が実際の行動に結びつき、公共交通利用者数が増加すること。また、公共交通体系・利用環境を見直し、より効果的かつ利便性の高い公共交通網の構築を推進すること。	・モビリティ・マネジメント(MM)の実施 ・交通イベントの開催 ・利便性の高い公共交通ネットワークの構築及び利用環境の整備	都市計画課
		自主運行バス等運行事業	公共交通の利用が困難な地域の解消を図るため、コミュニティ交通を導入し、運行すること。	公共交通空白地域等において、「暮らしの足」を確保し、地域のモビリティを向上させる。また、政策的な路線を導入し、利便性を向上させる。	・公共交通空白地域等に対し、地区との協働によるコミュニティ交通の導入・運行 ・まちなかの主要交通結節点を結ぶバスなどの導入・運行	都市計画課
	道路メンテナンスの推進	駐車場等維持管理事業	市民の利便性の向上及び交通の円滑化を図るため、駐車場施設及び駐輪場施設の適切な整備及び維持管理を行うこと。	道路交通の円滑化を図るとともに、交通用具利用者の利便性を図る。	・駐輪場業務として、富士駅地下自転車駐車場ほか16箇所の自転車駐車場の施設の管理事務、および、毎朝施設内の清掃及び整理業務を行い、施設の維持管理を行っている。そのほか、施設内の放置自転車対応もを行っている。現在は(公社)シルバー人材センター等に委託している。 ・放置自転車対策として、放置自転車禁止区域の巡回、放置自転車の撤去、放置自転車の管理及び引渡し、再資源化を行っている。現在は(公社)シルバー人材センター等に委託している。	道路維持課
景観・公園・住宅	花と緑の環境の創出	地域・家庭緑化推進事業	家庭及び地域の快適なみどりの空間を創出するため、緑の基本計画に基づく緑化推進施策を推進すること。	緑化事業を通じて、地域における緑化に対する意識の醸成を図ることができるようにすること。	・公共的な花壇等へ草花苗・種子を配布し緑化意識高揚を図る。	みどりの課
		緑化推進活動事業	緑化を推進する市民活動を支援するため、緑化推進団体を育成すること。	緑化推進を図る市民団体に対して支援を行うこと。	緑あふれる潤いのあるまちを目指すため、市内の緑化推進団体の育成を行うこと。	みどりの課
	安心で快適な住宅の確保	住宅施策計画推進事業	住宅や住環境の課題に対応するため、住宅マスタープラン及び市営住宅長寿命化計画に基づく施策を推進すること。	住宅政策の課題に対応した計画・施策を整備することにより、誰もが住みやすい住宅・住環境の実現を図る。	・『第二次富士市市住宅マスタープラン(住生活基本計画)後期計画』の推進 ・マンション建替え円滑化法施行に基づく調査・相談・指導及び適正化の啓発 ・『多世代同居・近居支援奨励金交付制度』に係る事務	住宅政策課
		市営住宅再生事業	住宅施策の課題に対応した市営住宅とするため、市営住宅の全面的な改善を行うこと。	市営住宅の長寿命化及び質の向上を図る。	市営住宅の住戸・共用部分・屋外外構のすべてにおいて、棟ごとに全面的改善を行う。	住宅政策課
		市営住宅運営管理事業	市民に低廉な住宅を提供するため、市営住宅を適切に運営・管理すること。	市営住宅を適切に運営管理し、低廉な住宅を提供することにより、市民生活の安定と社会福祉を推進させる。	・管理代行制度(「県住宅供給公社」)業務の監理(一般修繕・緊急修繕・空家修繕を含む) ・住宅使用料等の決定 ・明渡し訴訟事務 ・計画修繕・大規模修繕 ・建物改善等の事業・交付金に係る事務 ・長寿命化計画・地域住宅計画等の策定業務	住宅政策課
		居住支援関連事業	住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するため、住宅を供給すること。	住宅確保要配慮者の居住の安定を確保し、ゆとりと安心・安全な住宅供給を図る。	・『終身建物賃貸借事業』に係る事務 ・『サービス付高齢者向け住宅』のうち確認に係る事務等 ・住宅セーフティネット及び居住支援関連事業	住宅政策課
		住宅災害対策助成事業	災害時における居住確保を図るため、災害防止及び復興に対する助成を行うこと。	災害防止及び復興に対する助成を行い、災害時における一般住宅の居住水準の確保を図る。	・災害復興住宅費用の資金貸付利子の助成金交付等の事務 ・浸水被害防止費用の資金貸付利子の助成金交付等の事務	住宅政策課